

修る
昭和の閣内
に於て

公團及び特別調達應の性質等に関する件（閣議決定）

公團及び特別調達應の性質等に関し、今回連合國最高司令部より別紙のような指示があつたので、政府は、左の通り決定する。

一 公團及び特別調達應は、連合國最高司令部官電第一三九四号第三項に記載されてゐる "Government Corporation" に該当するものである。この電書の趣旨に鑑み、公團及び特別調達應は、いずれも政府の一部であるものと解釈すること。

二 各公團の主務大臣は各公團につき、内閣総理大臣は特別調達應につき、夫々各關係應に対し、遅滞なく前項の旨を訓令すること。（訓令参考案（一））

三 特別調達應は、左のようを職責を有する政府部局であることを確認すること。

(1) 特別調達應は、その所管する業務に関する契約の締結及び支拂請求書の証明について責任を有する政府部局である。

(2) 特別調達應は、特別調達應法に規定された業務を監督する責任ある政府部局である。

四 内閣総理大臣は、遅滞なく、大蔵大臣その他の關係各大臣に対し前項(1)の旨（訓令参考案（一））を、都道府縣知事に対し同項(2)の旨（訓令参考案（二））を夫々訓令すること。

五 占領軍の要求に係る業務につき、現に戦災復興院及び終戦連絡中央事務局において所掌してゐる事務は、昭和二十三年一月一日までに、これを特別調達應に移管すること。

訓令参考案(一)

公團（特別調達廳）の性質に關しては、今回連合國最高司令部よりの指示も^たあり、且つ又、公團（特別調達廳）が、連合國最高司令官覚書第一三九四号第三項に記載された *Government Corporation* に該当するものであることに照らし、政府においては、公團（特別調達廳）は、政府の一部局であると解釈することに閣議決定した。よつて關係各廳においては、今後この趣旨を嚴守し、諸般の問題を処理するに當つては、公團（特別調達廳）は、これを政府の一部局として、取り扱うこととせられ度い。

右訓令する。

訓令参考案(二)

今般政府は、特別調達廳が政府の一部局であると解釈する旨を閣議において決定し、なおこれに伴い特別調達廳は、その所管する業務に關する契約の締結及び支拂に關する証明書の作成について責任ある政府部局であることを確認した。よつて貴大臣においては、今後この趣旨を嚴守し、事務処理に當つては、すべて、特別調達廳は、かかる性質の政府部局としてこれを取り扱うこととせられ度く、又、管下各廳に対しその旨を徹底させるため十分の措置を講じられ度い。

右訓令する。

訓令参考案（三）

特別調査の性質に關しては、今回連合國最高司令部よりの指示もあつたので、政府においては、特別調査總は、政府の一部局であると解釈する旨を閣議決定し、なおこれに伴い、特別調査總は、特別調査法に規定された業務（の施行）を監督する責任を有する政府部局であることを確認した。よつて貴方においては、今後この趣旨を厳守せられ、特別調査より貴方に対し右監督上の指示等の行われた場合には、右の趣旨に照し、これを遵守すべきものと了解せられ度い。

右訓令する。

連合國最高司令官覺書一三九四号第三項に特記されたる (S.O.S. 7)

且日本政府の部局であるとは解釈しなければならぬ。

公使の場合には、主務大臣、特別調達廳の場合には内閣総理大臣は、兩

係廳に対して前項の旨を訓令しなければならぬ。

特別調達廳に對しては、内閣総理大臣は次の事項を關係廳に訓令し

(1) 大蔵大臣及び關係各省に對して、特別調達廳はその所管業務に關する契約の締結及び支拂請求書の証明について責任ある政府の部局であること。

(2) 知事に對して、特別調達廳は、特別調達廳法に規定された業務を監督する責任ある政府の部局であること。

(3) 戦災復興院及び終戦連絡中央事務局の所掌した進駐軍の要求業務の特別調達廳への移管は昭和二十三年一月一日までに之を行うものとする。

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
AG 400 (11 DEC 46) ESS/AC
(SCAPIN - 1394)
MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.
THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.
SUBJECT : Methods of control under the Temporary
Demand and Supply Adjustment Act
Reference is the Temporary Demand and Supply Adj-
ustment Act.

APC 500
11 December 1946

1. Reference is the Temporary Demand and Supply Adjustment Act.
2. The Imperial Japanese Government will withdraw from industry the powers of distribution control. The control of distribution of materials and products by the method of exclusive purchase and sale by a designated private company or association will be eliminated.
3. The Imperial Japanese Government will submit to the Supreme Commander for the Allied Powers plans for carrying on distribution functions through a government distribution corporation. The purpose of such corporation will be to exercise necessary control functions ^{where} adequate distribution cannot be accomplished through normal distribution channels.
4. No agency will be designated by the Economic

Stabilization Board under the Temporary Demand and Supply Adjustment Act without approval of the Supreme Commander for the Allied Powers.

5. The officers and employees of agencies or corporations established or designated under paragraphs 3 and 4, above, will not be permitted to be stockholders or employees or to have any beneficial ~~interest~~ interest in any company or enterprise engaged in the production or distribution of goods and materials under the control of the agency or corporation.

6. The Imperial Japanese Government will submit to the Supreme Commander for the Allied Powers for approval, in quintuplicate, of this Memorandum, Proposed ministerial ordinances for the control typed in English on "8 x 11" paper, within ten (10) days from date of essential products and materials which are consistent with the policies set forth in this Memorandum.

For The SUPREME COMMANDER: JOHN B. COOLEY
Colonel, AGD
Assistant General

SPB ガ業務遂行ニ関シ政府ニ対シ要望スベキ事項

一、 SPB 法ニ基ク 業務ニ付地方長官ニ対シ業務ノ委任及監督権ヲ持ツ

コト。(維持管理、勞務、其他)

二、 予算要求権ヲ認メルコト。併セテ SPB ニ委任支出官ヲ任命スルコト。

三、 他官廳 (BR, 官廳) ニ依ル SPB ノ契約承認ノ制度ヲヤメルコト。

四、 SPB ノ締結スル契約ハ政府機關トシテ結ブモノナルヲ以テ之ノ契約ニ

対シテハ政府ハ査定スルコトナク支拂ヲナスコト。

五、 SPB ノ總裁及副總裁ハ政府委員トシテ議會ニ出席シ其業務ニ付説明シ

得ルコト。又總裁又ハ副總裁ハ次官會議ニ常時出席シ得ルコト。

六、 各省ヨリノ派遣官吏ハ SPB 官吏トナリ其他一般的ニ SPB 職員ハ恩給法其

他ノ官吏ニ適用サレル法律ニ適用サレル官吏トスルコト。

七、 需要官種トシテノ 期限、需量、割合證明書ヲ発行 (指定生産資材割

当規則)

八、 検査証明及出荷証明ノ発行。

九、 物品會計官吏ヲ置クコト。

一〇、 不動産ノ取得 (倉庫常備勞務者宿舍、廳舎)

一一、 返還物資ノ管理及処分。保管物資ノ不要処分。

一二、 昭和二十一年法律第六〇号 (政府ノ契約ノ特例ニ因スル法律) ニヨ

ル契約金額ノ指定及同法ニヨル臨検検査、報告徴收等ノ権限。

一三、 土地工作物使用令及要求物資使用收用令等ノ使用收用権及臨検検査

報告徴收ノ権限。

一四、 バイブ類臨時買上規則等ノ強制買上権。

一五、 一國又ハ都道府縣ソノ他公共団体支拂規則 (大藏省令) 中ニ SPB

ヲ含メルコト (封鎖解除)